

技術検定試験における実務経験内容審査の厳密化について

(平成20年2月1日)

国土交通省は、建設業法の技術検定試験の受検資格審査業務について、実務経験審査の効率化、厳密化を図るため技術検定実務経験証明書の様式を改正する省令(施工技術検定規則の一部を改正)を平成20年2月1日に公布しました。

今回改正された様式では、1級・2級とも実務経験としてあげる内容について、勤務先の所属部署、工事内容、従事した立場などの記入欄が設けられているほか、1級の場合に必要な「1年以上の指導監督の実務経験」については、工事名・発注者名・工期・請負金額、地位職名、および担当した工事の業務内容を具体的に記入するようになっています。

この改正に合わせ、試験機関では「受験の手引」の中に工事種別等の例示を増やすなど判りやすい内容に改めるとともに、審査段階で詳細を確認する必要があると判断した場合は書類の追加提出を求めることとするなど、全体として審査の厳密化が伺えるものとなっています。

以上